



2024年6月19日

各位

所在地 東京都渋谷区円山町3番6号
会社名 株式会社 ギガプライズ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 寿洋
(コード番号 3830 名証ネクスト市場)
問合せ先 取締役 植田 健吾
電話番号 03-5459-8400 (代表)

株主提案に関する書面受領及び

当該提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2024年7月23日(火)開催予定の第28回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面を受領いたしました。本株主提案につきましては、本日開催の取締役会において当該提案が適法なものであることを確認したうえで、本総会の議案とすること及び本株主提案に反対する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 提案株主

個人株主1名

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

議題1 取締役3名解任の件

議題2 定款一部変更の件

議題3 剰余金処分の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

提案された提案内容は別紙に記載のとおりです。なお、別紙は、提案株主から提出された株主提案書の該当部分を、原文のまま掲載したものです。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 議題1に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

(理由)

当社といたしましては、本株主提案において解任の対象者とされております取締役和田育子、取締役友松功一及び取締役高橋研はいずれも、人格、識見ともに優れ、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)の企業価値の向上の観点から取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力を保有する者として、共に経営努力を重ねてきた者であると考えております。より具体的には、取締役和田育子につきましては、情報管理体制の強化や、女性活躍に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験や知見に基づき規律ある情報管理やジェンダーレス観点からの人的資源の伸長等に関する助言を当社経営に反映させる役割を果たしております。取締役友松功一につきましては、経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視



座に基づく経営全般に関する助言を当社経営に反映させる役割を果たしております。また、取締役高橋研につきましては、事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、当社グループの事業運営体制を強化する役割を果たしております。そして、取締役和田育子、取締役友松功一及び取締役高橋研を含め、当社の各取締役は、当社の親会社出身者であると否とを問わず、各人の経歴、知見、実績が当社の経営環境及び今後の成長戦略等に照らして必要・有益であるかについて、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重し、最終的に当社取締役会において候補者として選定され、その選任後は当社の取締役としての責任を認識し、当社グループの企業価値の向上に努めているものであります。したがって、取締役和田育子、取締役友松功一及び取締役高橋研について、当社の取締役としての適格性に疑義を生じる余地はないと考えております。

加えて、当社は、独立した上場会社として、親会社の指示や事前承認によらず、当社グループの企業価値向上を最優先に、独自に経営の意思決定を行っております。また、当社グループの営業取引における親会社グループへの依存度は極めて低く、ほとんどが親会社グループと資本関係を有しないお客様との取引であります。加えて、親会社グループと取引を行う場合におきましては、当社グループの企業価値の維持・向上及び少数株主保護の観点から、市場価格を勘案し価格交渉の上、規律ある取引条件を設定しております。

以上のとおり、取締役和田育子、取締役友松功一及び取締役高橋研を解任する必要はなく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(2) 議題2に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

(理由)

当社は、役員候補者の選解任や取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針を明確に定めてはおりませんが、少なくとも取締役候補者選定時に、各人の経歴、知見、実績及び当社の経営環境並びに今後の成長戦略等を踏まえ、取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力や人格等を保有しているか否かを基準に、定款で定められた取締役の員数の範囲内で、当社の企業価値向上の観点から取締役会全体として最適な構成となるよう判断しております。そして、当該判断の過程においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重することとしております。したがって、当社における役員候補者の選定手続は適切に履践されているものと考えており、敢えて定款において指名委員会の設置を規定する必要性まではないと考えております。

また、当社の各取締役は、親会社出身者であると否とを問わず、当社の取締役としての責任を認識し、当社グループの企業価値の向上に努めております。加えて、上記のとおり、当社においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重しつつ、当社の企業価値向上の観点から取締役会全体として最適な構成となるよう判断しております。したがって、敢えて定款において、取締役会における社外取締役数及び親会社取締役との兼任取締役数の割合を規定する必要性まではないと考えております。

以上のとおり、本議案に係る定款変更の必要はなく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

(3) 議題3に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

(理由)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な施策の一つと考えており、各期の経営成績及び今後の事業成長に備えるための内部留保の充実を勘案し、安定した配当を継続していくことを基本方針としています。かかる基本方針のもと、当社を取り巻く経営環境は、社会経済活動のデジタル化による国内データ通信量の急増、これに伴うデジタル社会の基盤となる新機軸の通信インフラの継続的な整備、増強等、流動的で先行きが不透明な状況にあります。このような状況下において、当社グループの企業価値の向上を図りつつ、今後も安定的かつ継続的な株主還元施策を実行し



ていくためには、内部留保の確保の重要性はますます高まっております。

また、景気変動による影響に左右されにくい強固な財務基盤の構築、将来にわたっての企業体質強化及び将来的な成長戦略のためにも、内部留保の確保は必要であって、こうした財務基盤の構築を通じて、当社競争力の維持及び強化を図ることができるものと考えております。

当社といたしましては、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化実現のため内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様利益に資するものと考えており、かかる観点から、2024年4月期の剰余金の配当としては、当社取締役会が2024年6月14日開催の取締役会において決議した普通株式1株当たり金30.00円とすることが適切であると考えております。

以上のとおり、本議案に基づく剰余金の配当の増額は必要なく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上



(別紙)

提案の内容

議題 1 取締役 3 名解任の件

提案内容

- (a) 和田育子氏の解任
- (b) 友松功一氏の解任
- (c) 高橋研氏の解任

提案理由

昨年度の株主提案において、我々はギガプライズが名証に所属し続けていることは不自然であること、ギガプライズ社自身は、東証への鞍替え、東証プライム市場を目指す意思があること、そして市場変更の最大の障壁となっているのは、親会社の役員が半数以上を占めている事であり、ガバナンスの健全化、そして市場の変更のためにも親会社からの管理部門の役員の解任を提案いたしました。しかしながら、現時点において、親会社からの役員は依然として半数を占める状態となっています。

親会社のフリービットは2023年6月の決算説明会において、以下のように説明しています。

当社は、ギガプライズの独立した上場会社としての企業価値創造のためにグループとして、貢献出来るよう、ギガプライズから毎年フリービット指名報酬委員会に対して提出される要望書を尊重し、主にスキルマトリクス充足等を目的とした役員支援を行っています。

この文脈では、ギガプライズ社から要望されてフリービット社から役員を派遣している、と捉えられます。しかしこれは事実と異なると我々は考えています。

そもそも、ギガプライズに親会社の役員が派遣された当初、フリービットの新中期経営計画骨子「SiLK VISION 2024 に向けて」(2020年9月11日公開)の動画において、社長の石田宏樹氏はこのように発言しています。

今回グループの役員人事を大きく刷新いたしました。今まではグループ企業でそれぞれ独立した動きを尊重するという形であったが、今後はグループの方針を変更いたしまして我々の方針に従った役員・執行役員の人事を行っております。(発言要約)

本来、親子上場の子会社は役員の選任を含め、独立した意思決定が担保されるべきであるのに、それを否定し自らの方針によって役員を変更したとはっきりと述べています。それを裏付けるように、ギガプライズの2020年6月の役員の異動において、4人の親会社の役員が新たに取締役候補となっています。

(それ以前は1人)

親会社であるフリービットは上場企業の最上位たる東証プライム市場に上場しており、ガバナンスに対する意識は全企業の模範となるべきであるにもかかわらず、代表取締役社長が動画でこのような発言をし、実際に上場子会社をあたかも私物の如く扱っているのは大変問題であると言わざるを得ません。

また、要望書に関して、2020年6月にフリービットから役員が4名が取締役候補になった時は要望書は提出されておらず、2021年にはさらに1名増えて、フリービットの取締役が過半数以上を占めるようになっていきます。そして2022年にギガプライズから要望書が出されるようになった、と前回の株主総会で判明しています。親会社からの役員が過半数以上を占めるようになって、突如としてギガプライズから提出されるようになった要望書なるものが、社会一般的な常識から考えて、フリービットのギガプライズから要望されて取締役を派遣している、という主張を正当化する根拠になるとは我々には到底思えません。

もしフリービットがギガプライズを意のままにしたいのであれば、完全子会社化して上場廃止すべきであり、上場維持したまま多数の役員を派遣するのはガバナンスとして大きな問題があると言わざるを得ません。

前回の株主総会において、ガバナンスの件に関してすべての役員に見解を求めたところ、親会社からの役員を含む全役員が、現在のガバナンスの状況は上場企業としてあるべき姿ではない、と答弁しています。上場企業においてこのような状況が4年もの長期間継続していることは異常と言えます。



我々株主は、前々からの約束であった市場変更の要件を満たし、そして上場企業として独立した意思決定が担保されたガバナンス体制を確立することが重要だと考えています。

よって、親会社からの管理部門の取締役である、和田育子氏、友松功一氏、高橋研氏の解任を提案いたします。

議題2 定款一部変更の件

提案内容

(1) 定款第5条に、「役員指名委員会（社外取締役を過半数以上とする）」を追加する

現行定款

第5条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人

変更案

第5条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 5. 指名委員会（社外取締役を過半数以上とする）

(2) 定款第20条に、「当社の全取締役の3分の1以上は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役とし、当社の取締役のうち親会社の取締役又は従業員との兼任取締役を半数未満とする」を追加する

現行定款

第20条（取締役の員数） 当社の取締役は、10名以内とする。

変更案

第20条（取締役の員数） 当社の取締役は、10名以内とし、当社の全取締役の3分の1以上は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役とし、当社の取締役のうち親会社の取締役又は従業員との兼任取締役を半数未満とする。

提案理由

前回の株主提案において、ギガプライズ社の独立性を担保するために、指名委員会の設置、社外取締役を3分の1以上とすること、親会社からの役員を半数未満とすることを提案いたしました。

議題1でも述べた通り、フリービットは、親会社の立場を利用して子会社への影響力を維持しようとしております。もし親子上場の会社がこのように親会社によって独立性を維持できないのであれば、日本の独特の習慣である親子上場の意義すら失われることとなります。

例えば、優秀な子会社の社長が親会社の意向で突然更迭されたり、親会社の意向で株主還元が抑制されたり、配当性向や株主優待などの株主還元が突然変更されたり、さらには親会社の利益の搾取のような事例が発生する可能性もあります。

経済産業省は、2019年6月に「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針を公表し、また東京証券取引所は、2020年1月に「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」を設置し、計9回にも及ぶ会議を開催しております。フリービットのギガプライズを私物扱いするような発言や行動は、このような親子上場における少数株主保護の動きに反するものです。

我々としてはギガプライズ社の問題としてだけでなく、社会の公器として、上場企業であるギガプライズ社の独立性を明確に担保することが社会的にも意義があることだと考えています。

よって指名委員会の設置、社外取締役を3分の1以上とすること、親会社からの役員を半数未満とすること、を提案いたします。



議題3 剰余金処分の件

提案内容

2024年4月期の期末配当を1株あたりの純利益の30%相当である55円とする

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項

第28回定時株主総会において当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案が可決された場合には、55円から、同株主総会において可決された剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。また、第28回株主総会以前に取締役会において決議し配当を支払済みの場合においては、55円よりその金額を控除した普通株式1株当たり配当金額を配当する。なお配当総額は上記の普通株式1株あたりの配当金額に、当社の第28回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和6年7月開催予定の株主総会の翌日

提案理由

2024年4月期において、ギガプライズ社の配当金は30円となっており、前期の12.5円から大幅に増加しています。我々はそのこと自体は感謝をしております。

しかし、配当額が大幅に増加したからといって、我々の求める水準には全く達していないということも事実です。

ギガプライズが所属する情報通信セクターの直近の決算期における平均配当性向は35.9%（営業利益10億以上 無配、特損・特益などでの異常値を除く177社の平均）となっています。また、同セクターで、ギガプライズと同程度の純資産額（50億～100億）で、自己資本比率が50%以上で安定的な収益を出している会社50社を抽出し、客観性を確保するために高低上位3社を除外して、平均配当性向を算出したところ、36.8%となっています。

前回の株主提案でも述べたとおり、ギガプライズ社は前期に自己資本比率が50%を超えて、直近の決算では58.7%まで改善しています。また売上のうちストック売上の比率は約7割で、景気変動のリスクも低く、スイッチングコストも高いために盤石な経営基盤を有しています。また純資産についても、着々と積み上がっており、直近の決算では80億を超過しています。

2024年7月期のギガプライズ社の1株あたりの利益は184円で、配当性向は16.3%となっており、依然として業界平均よりもはるかに低い配当性向は不十分であると考えます。

前回の剰余金の処分における株主提案において、会社側の反対意見としては、内部留保が重要である、との回答に留まっております。

しかし、直近の第三四半期時点では現金と売掛金を合算した金額は約76億で、すべての負債額約56億を差し引いても約20億の超過となっています。また過去三年のフリーキャッシュフロー（営業CF－投資CF）は大幅にプラス（3期合計47.3億）となっており、なぜこれ以上内部留保を大幅に積み上げなければならないのか理解できません。

また、競合のファイバークラウド社は来期より利益の3分の1を株主の還元に充てると明確な基準を設定しています。ギガプライズ社はファイバークラウド社よりも、財務内容も自己資本比率もシェアも優位な状況にあるにもかかわらず、ファイバークラウド社に比べて低い配当性向は合理的ではありません。

当社の安定した収益構造、また財務基盤を考えれば、業界平均以上の配当性向であっても十分に持続可能とは思いますが、今期は自社株買いも実施していることを考慮して、2024年4月期の1株あたりの利益184円に30%を乗じた55円を剰余金の処分として提案いたします。



最後に、前回の株主提案における議決結果は賛成率約20%強で全ての議案が否決となっておりますが、親会社の議決を除けば75～80%の賛成率となっております。親会社のフリービットは、ギガプライズの少数株主の大多数の意見を無視することなく、上場企業の最上位であるプライム企業に相応しい行動をするようお願いいたします。

以 上